

A 令和8年度 給与支払報告書（総括表）の記載上の注意

総括表

記載例

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書(総括表) ※総括表はA5サイズで1枚、個人別明細書はA5サイズで1人につき1枚を提出してください。

追 加 訂 正 指定番号は、新規・不明の場合には記載不要です。 8 7 6 5 4 3 2 1

令和 8 年 1 月 8 日提出 武蔵野市 長殿

給与の支払期間	令和 7 年 1 月分から 12 月分まで
給与支払者の個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
フリガナ	ニシクボサンギョウ
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 西久保産業
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同上
フリガナ	トウキョウト ムサシノシミドリチョウ
同上の所在地	〒180-0012 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	桜堤 太郎
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	人事課 経理係 氏名 境南 町子 (電話 0422-xx-xxxx)
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 ○○会計事務所 吉祥 寺男 (電話 0422-xx-xxxx)
事業種目	製造業
受給者数	45 人
特別徴収対象者	6 人
普通徴収対象者(退職者)	1 人
普通徴収対象者(退職者を除く)	1 人
報告人員の合計	8 人
所 務 署 名	武蔵野 税務署
給与の支払方法及びその期日	月給 毎月20日
納入書の送付	必要 ☐ 不要 ☒

普通徴収切替理由書

普通徴収切替理由書(兼仕切紙)

市区町村名 指定番号

事業所名

普通徴収とした方がいる場合に、該当する符号欄に人数を記入し、下欄のとおり普通徴収とした方の給与支払報告書(個人別明細書)の先頭に挟み込んでください。

<提出時のつづり方>

給与表
個人別明細書(特別徴収)
普通徴収切替理由書(兼仕切紙)
個人別明細書(普通徴収)

この仕切紙はここに挟み込んでください。

符 号	普 通 徴 収 切 替 理 由	人 数
普A	総従業員数が2人以下(下記「普B」から「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	1 人
普C	給与が少なく税額が引けない	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者	1 人
(合計人数は総括表の報告書人員欄「普通徴収」人数欄に転記)合 計		2 人

※記入上の注意
○普通徴収とする場合は、個人別明細書の職業欄に符号(普A～普F)を記入してください。
○複数の給与理由がある従業員については、いずれか一つに人数を記載してください。
○符号「普F」適用の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない方です。
○この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

総括表と普通徴収切替理由書は別紙です。普通徴収に該当する方がいる場合は、合わせて2枚の提出が必要です。

詳しくは国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。

提出方法

- 提出期限 令和8年2月2日(月)
- 提出物
 - (1)総括表
 - (2)個人別明細書
 - (3)普通徴収切替理由書 (普通徴収に該当する方がいる場合のみ)
※上記(1)～(3)の手書き様式等は、最寄の市区町村役所(場)で配布しています。また、武蔵野市のホームページからもダウンロード可能です。
※個人別明細書の副本は不要です。
※個人事業主の方は「個人事業主の皆様へ(お知らせ)」をご覧ください。
※上記(2)個人別明細書の種類
 - ①支払金額が法人役員150万円・一般の受給者500万円を超える方等
…オレンジ刷(3枚組)を使用してください。
 - ②上記「オレンジ刷」の対象となる方以外の方
…緑刷(2枚組)を使用してください。
- 提出先 令和8年1月1日(退職者については退職時)に従業員がお住まい(住民登録地)の市区町村ごとに提出してください。提出先は以下のとおりです。
 - ①武蔵野市内に住民票のある従業員分
180-8777 東京都武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市財務部市民税課市民税係
 - ②武蔵野市外に住民票のある従業員分
住所がある各市区町村の個人住民税担当部署

記載上の注意事項

- 原則は特別徴収となりますが、左記の普通徴収切替理由書普A～Fに該当する場合は、普通徴収(個人納付)とすることができます。「普通徴収切替理由書」の該当する符号欄に人数を記載し、該当者の「個人別明細書」摘要欄に該当する符号を記載してください。
- ※普通徴収切替理由書の記載・提出がない場合は、特別徴収となりますのでご注意ください。
- 総括表の報告人員欄は、提出先の市区町村に対して個人別明細書を提出する人数(1人に複数枚あるときは提出枚数)を記載してください。

給与支払報告書を提出後に退職等があったとき

- 給与支払報告書を提出後に、特別徴収とした従業員の方が退職、転勤等により異動した場合には、給与支払報告に係る異動届を4月15日(水)までに提出してください。提出が遅れますと、すでに退職等された方の「令和8年度市民税・都民税・森林環境税税額通知書」が事業所に届くこととなりますのでご注意ください。
- ※退職等された受給者について、令和7年度の特別徴収の指定を受けている市区町村と令和8年度給与支払報告書を提出した市区町村が異なるときは、異動届を両方の市区町村に提出してください。

(お問い合わせ先) 武蔵野市財務部市民税課市民税係 ☎ 0422-60-1823 (直通)